

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について ―事務ガイドライン―  
 (第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</b></p> <p><b>2-12 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p><b>2-12-1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成</b></p> <p>投資信託委託業者が、規則第69条第1項第3号チに規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、<u>次の要件を満たしていることを確認すること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) コンピュータ作成の発注伝票については手書きの発注伝票と同様の手段で保存されること。</p> <p><u>(3)~(7) (略)</u></p> <p><b>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p><u>投資信託委託業者から、規則第69条第7項に規定する届出がされた場合には、同条第6項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。</u></p> <p>(1) <u>電磁的方法による保存のための要件となるもの</u></p> <p>① <u>規則第69条第2項の規定に基づく別表第五、第3項の規定に基づく別表第六又は第4項の規定に基づく別表第七に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存され</u></p>	<p><b>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</b></p> <p><b>2-12 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p><b>2-12-1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成</b></p> <p>投資信託委託業者が、規則第69条第1項第3号チに規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、<u>以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)~(6) (略)</u></p> <p><b>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p>(1) <u>法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、法第27条及び第197条において準用する証券取引法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び規則第69条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。</u></p> <p>(2) <u>法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>ること。</p> <p>②～⑧（略）</p> <p>(2) <u>電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</u></p> <p>① 規則第 69 条第 2 項の規定に基づく別表第五、第 3 項の規定に基づく別表第六又は第 4 項の規定に基づく別表第七に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。</p> <p>②（略）</p> <p>③ データ入力に当たって、改ざん、混同を防止する措置が採られていること。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 上記④の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>⑥・⑦（略）</p> <p>5. 投資法人の監督に関する事項</p> <p><b>5-8 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p>5-8-1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p><u>投資法人から、規則第 155 条第 3 項において準用する規則第 69 条第 7</u></p>	<p>②～⑧（略）</p> <p>(3) <u>法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>①（略）</p> <p>（削除）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 上記②の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>5. 投資法人の監督に関する事項</p> <p><b>5-8 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p>5-8-1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p>(1) <u>法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、法第</u></p>

現 行	改 正 案
<p>項に規定する届出がされた場合には、規則第 69 条第 6 項の要件に加え、<u>同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。</u></p> <p>(1) <u>電磁的方法による保存のための要件となるもの</u></p> <p>① <u>規則第 155 条第 2 項の規定に基づく別表第十二に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。</u></p> <p>② 保存に使用する媒体は、<u>同条第 2 項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10 年間の保存期間の耐久性を有していること。</u></p> <p>③～⑧ （略）</p> <p>(2) <u>電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</u></p> <p>① <u>規則第 155 条第 2 項の規定に基づく別表第十二に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。</u></p> <p>② 保存に使用するマイクロフィルムは、<u>同条第 2 項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10 年間の保存期間の耐久性を有していること。</u></p> <p>③ データ入力に当たって、改ざん、混同を防止する措置が採られていること。</p> <p>④ （略）</p>	<p><u>197 条において準用する証券取引法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び規則第 155 条第 1 項各号に掲げる帳簿書類とする。</u></p> <p>(2) <u>法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p> <p>② 保存に使用する媒体は、<u>規則第 155 条第 2 項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10 年間の保存期間の耐久性を有していること。</u></p> <p>③～⑧ （略）</p> <p>(3) <u>法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、<u>規則第 155 条第 2 項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10 年間の保存期間の耐久性を有していること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② （略）</p>

現 行	改 正 案
<p>⑤ 上記④の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p><b>5-8-2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p>資産保管会社から、規則第 156 条第 3 項において準用する規則第 6 9 条第 7 項に規定する届出がされた場合には、規則第 6 9 条第 6 項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。</p> <p>(1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの</p> <p>① 規則第 156 条第 2 項の規定に基づく別表第十三に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</p> <p>① 規則第 156 条第 2 項の規定に基づく別表第十三に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。</p> <p>② 保存に使用するマイクロフィルムは、同条第 2 項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後 1 0 年間の保存期間の耐久性を有していること。</p>	<p>③ 上記②の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p><b>5-8-2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p>(1) 法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、規則第 156 条第 1 項各号に掲げる帳簿書類とする。</p> <p>(2) 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、規則第 156 条第 2 項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後 1 0 年間の保存期間の耐久性を有していること。</p>

現 行	改 正 案
<p>③ データ入力に当たって、改ざん、混同を防止する措置が採られていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 上記④の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 上記②の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>